

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

- 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（第一条関係） . . . . . 1
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第二条関係） . . . . . 2

改 正 案		現 行	
附 則	<p>1～7 (略)</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項</p> <p>9 (略)</p>	附 則	<p>1～7 (略)</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十一号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項</p> <p>9 (略)</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關すること。</p> <p>八～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交通支援課の所掌事務）</p> <p>第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關すること。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（船舶産業課の所掌事務）</p> <p>第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關すること。</p> <p>八～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交通支援課の所掌事務）</p> <p>第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關すること。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（船舶産業課の所掌事務）</p> <p>第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務に關すること。</p> <p>五 （略）</p>